

山口県警察に勤務する職員等の旅費の調整に関する要領

平成15年12月16日

山口警会第383号

(趣旨)

第1条 この要領は、一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和29年山口県条例第60号。以下「条例」という。）第32条第1項の規定に基づき、山口県警察に勤務する職員等の旅費の調整について必要な事項を定めるものとする。

(旅行雑費の調整)

第2条 1回の旅行において、目的地が県外であり、かつ、当該目的地以外の目的地がないものとした場合の路程が100キロメートル以上の旅行以外の旅行については、旅行雑費を支給しない。ただし、公務上の必要により有料で駐車場を利用した場合は、この限りでない。

(宿泊料の調整)

第3条 公務上の必要により翌日にわたり引き続き5時間以上その職務に従事し、宿泊施設に宿泊しなかったときは、次の表の左欄に掲げる区分に従い、同表の右欄に掲げる額を宿泊料として支給する。

区 分	宿泊料の額（1夜につき）
夕食及び朝食を必要としない場合	0
夕食のみを必要とする場合	食卓料定額の3分の2に相当する額
朝食のみを必要とする場合	食卓料定額の3分の1に相当する額
夕食及び朝食を必要とする場合	食卓料定額に相当する額

2 前項の規定は、交替制勤務に従事する者の当該交替制勤務に係る旅行については、適用しない。

3 第1項の規定により宿泊料の額を計算する場合において、当該宿泊料の額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とし、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額とする。

(その他)

第4条 山口県警察に勤務する職員等の旅費の調整に当たっては、この要領に定めるもののほか、山口県に勤務する職員等の旅費の調整の例による。ただし、この要領と重複する場合には、この要領の規定が優先する。